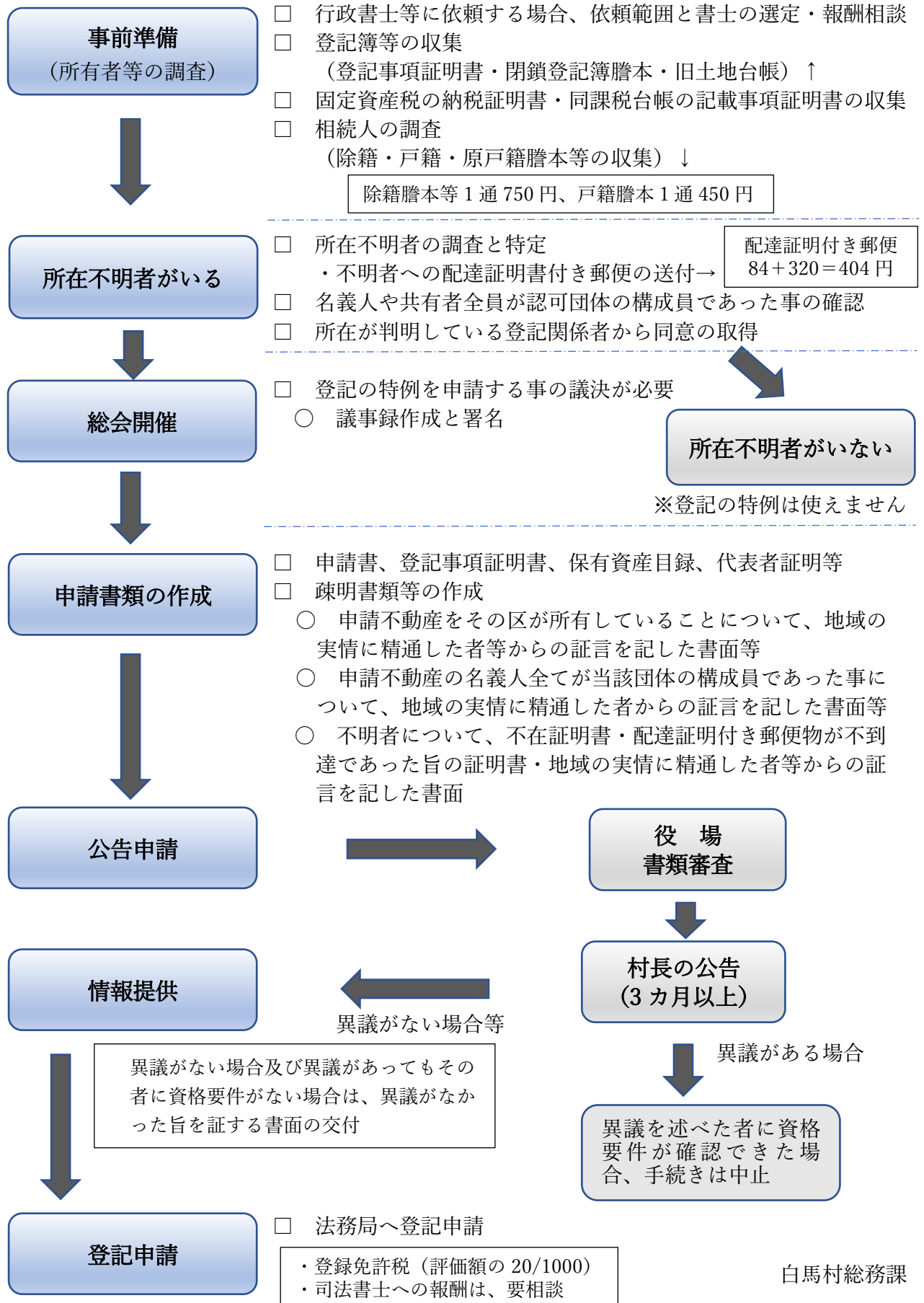


登記の特例制度を使う場合の流れ等

登記事項証明書 1通 500円 (ネット)
閉鎖登記簿謄本 1通 600円
旧土地台帳写しは、無料



公告に対する異議申し立て

白馬村総務課

以下の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人等）は、公告した内容に異議を申し立てることができます。

（異議を申し出た登記関係者等の住所・氏名等は、認可地縁団体に通知されます。）

1. 異議を述べることができる登記関係者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 上記(1)の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

2. 異議申出手続きに必要な書類

- (1) 異議申出書（様式あり）
- (2) 添付書類（上記登記関係者の違いにより異なるため、次表を参照）

登記関係者等の別	登記関係者等である旨を証する書類	申出書に記載された氏名及び住所を証する書類
表題部所有者又は所有権の登記名義人	・登記事項証明書	・住民票抄本の写し ・戸籍の附票の写し
上記の相続人	・登記事項証明書 ・戸籍謄抄本等	
所有権を有することを疎明する者	・所有権を有することを疎明するに足りる資料	

3. 異議を述べた者に資格要件が確認できた場合は、登記の特例制度の手続きは中止となり、資格要件が確認できない場合は、手続きを進めることとなります。